平成２４年（フ）第２９１号
徳島県徳島市昭和町７丁目45番地の２　サトウマンション103、旧住所徳島県鳴門市撫養町小桑島字前浜249番地２
破産者　大家　敏宏
１　決定年月日　平成25年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３７４号
徳島県吉野川市鴨島町上下島57番地１　プレジール藍101、旧住所徳島県徳島市富田橋５丁目30番地の１　富田コーポ
破産者　立川　邦英
１　決定年月日　平成25年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５０４号
大分市西春日町４番１号　西春日ビル501
破産者　西森　方昭
１　決定年月日　平成25年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２号
北海道白老郡白老町字萩野265番地149
破産者　山地日出男
１　決定年月日　平成25年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第４３号
北海道登別市登別東町２丁目15番地19
破産者　渡邉　　稔
１　決定年月日　平成25年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第１１０号
埼玉県熊谷市久下4852番地　グリーンピア201号室
破産者　日吉　千穂
１　決定年月日　平成25年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第４９４号
横浜市港南区野庭町637番地の３　野庭団地306号
破産者　安野　　實
１　決定年月日　平成25年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４９６号
神奈川県藤沢市鵠沼橘１丁目17番３号４Ｆ
破産者　片岡　豊樹
１　決定年月日　平成25年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５３５号
東京都町田市小山町627―４小山グリーンハイツ107、住民票上の住所横浜市西区平沼１丁目40番11―409号
破産者　伊藤　　一
１　決定年月日　平成25年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４０７号
神奈川県秦野市新町９番19号
破産者　久多良木清隆
１　決定年月日　平成25年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４０８号
神奈川県秦野市新町９番19号
破産者　久多良木ちづる
１　決定年月日　平成25年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２号
富山市八尾町福島156番地　市営住宅117号、破産手続開始決定時の住所富山市豊田本町４丁目29番７号
破産者　太田　謙司
１　決定年月日　平成25年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７６号
京都府相楽郡和束町大字白栖小字北半田12―８、開始決定時の住所京都府相楽郡和束町大字湯船小字岩倉266番地の１
破産者　前田　　盈
１　決定年月日　平成25年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６８１号
京都府南丹市美山町和泉蛭子46番地
破産者　湯浅楼こと　湯淺　正行
１　決定年月日　平成25年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１号
和歌山県新宮市三輪崎１丁目３番３号　宇浪アパート10号
破産者　ニュー都こと　久保田耕史
１　決定年月日　平成25年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２３年（フ）第１５１号
松江市上乃木２丁目18番地12号日昇宇賀ハイツ201号室
破産者　柴山　明久
１　決定年月日　平成25年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９号
島根県隠岐郡隠岐の島町有木殿屋敷５番地
破産者　石橋　千春
１　決定年月日　平成25年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所西郷支部破産係

平成２４年（フ）第６３７号
広島市中区昭和町９番11―201号コウノビル、申立時の住所広島市中区富士見町16番32―901号
破産者　深山　良重
１　決定年月日　平成25年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部